

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

高井 康典行

はじめに

遼は建国後約八十年を経た聖宗の統和六年（九八八）にようやく科挙の本格的導入を開始した。筆者が前稿で明らかにしたように、遼における科挙の導入の目的は、それまで藩鎮の手中にあった地方官の人事権を中央に回収し、漢地に対する遼の支配の浸透を推進させること^①にあった。また、科挙開始に先立つ統和元年（九八三）時点で、地方官人事に対する中央の権限強化の方針が示されていたことも同時に指摘した^②。この間、政権中枢の構成人員に変動はみられず（表1）、表中の四人の宰相が一貫して中央集権を目的とする科挙導入を推進したと見ることができるところ。ここ

で注目すべきは、この人員構成は北院樞密使の耶律斜軫を除き、景宗朝（九六九―九八二）まで遡れることである。

この事実をふまえると、『遼史』卷八景宗紀上、保寧八年（九七六）十二月戊午の条にみえる、

詔して南京礼部貢院を復す。

という記事は政策の連続性という点で看過することはできなくなる。この史料は『遼史』本紀が初めて科挙関連の施策に言及したもので、遼の科挙についての諸研究では必ず言及されるものでもある。ただし、従来の研究では、統和六年以前の科挙の存在の例証として用いられる場合が多く、それが保寧八年に行われた背景、および統和六年の科挙開始との関係について問われることはほとんどなかった。しかし、景宗朝（九六九―九八二）から聖宗朝（九八

表1 科挙制度確立期の遼の政権中枢の構成

職名	在職者	在任期間
北府宰相	室昉	保寧中、統和十二年(九九四)
南府宰相	耶律沙	應曆中、統和六年(九八八)
北院枢密使	耶律斜軫	統和元年(九八三) - 統和十七年(九九九)
南院枢密使	室昉	保寧中、統和十二年(九九四)
南院枢密使	韓德讓 (耶律隆運)	乾亨三年(九八一) - 統和二十九年(一〇一一)

二一〇三二) 初期にかけての政権中枢の構成人員の連続性を考慮すると、改めてその意義を検討する必要がある。そこで、本稿では第一節においてこの史料に対してきうるかぎりの考察を試み、保寧末から統和初にかけての科挙の整備の背景について明らかにする。また、従来の景宗朝政治史研究においてすでに指摘されているように景宗の保寧年間には統治集団内部において権力闘争が発生し、政権中枢の構成に変化が見られる³⁾。それゆえ、保寧八年という時期も政治史の中において考えるべきである。そこで、第二・第三節ではこの時期の政局と科挙制度整備との関係について考察を行い、当該時期における遼の科挙制度の確立の過程をあとづけたい。

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

一 南京礼部貢院復置の詔

はじめに、前引の南京礼部貢院の復置の史料自体から読み取れる情報を確認しておこう。まず、「南京礼部貢院」の解釈であるが、高福順氏は唐宋代において「礼部貢院」は科挙を管掌する官職の名称であることから遼においても同様であったとしている⁴⁾。しかし、また一方で「礼部」と冠しているのが礼部試、つまり中央レベルでの試験を行う場所という解釈も可能である⁵⁾。では、この場合の「南京礼部貢院」はいずれに相当するのであろうか。

『三朝北盟会編』卷九八靖康中帙七三所引、趙子砥『燕雲録』、建炎二年戊申(金の天会六年、一一二八)正月の条に、

劉彦宗河北已に得たる州県鎮に移文す。挙人を捜索し、二月一日已前に起発して燕山に赴き試に就くは、差科を免ずるを与えよ、と。竹林寺に試院を作り、北人と同院異場にて引試す。

と、金初に燕山(現在の北京市、すなわち遼の南京)で行われた科挙では、寺院を試験会場として用いたと記録している。もし、固定された貢院が存在したのならば、この時もそれを用いているはずであり、そうしなかったのは、遼

代以来、南京の貢院は寺院などを間借りしていたことを示している。⁽⁶⁾とすれば、保寧八年に復置の詔が下された「礼部貢院」は建物としてのそれではなく、高福順氏が論じるように官職であると見ることができよう。「復す」という表現は、以前に礼部貢院が置かれていたが、現在は廃されているという前提があるために用いられたと考えるのが妥当である。また廃せられていた期間も、ことさらに記事として取り上げている以上、ある程度長期にわたるものと考えるべきであろう。⁽⁷⁾したがって、遼は保寧八年以前の一定期間、科挙の継続的实施に消極的であったとみなすことができる。前稿において指摘したように「常遵化墓誌」の史料から、応曆十年（九六〇）頃の科挙の実施が確認できるので、⁽⁸⁾それ以降のある時期に礼部貢院が廃せられた（すなわち科挙が実施されなかった）と考えられる。

以上の考察から、中央レベルの科挙の試験が応曆十年以前には不定期かつ臨時のものとして行われていたが、それ以降のある時期に遼が科挙消極策をとり、その結果、礼部貢院が廃されるに至ったとすることができると、そうすると、保寧八年の礼部貢院の復置は遼朝の漢人人事に対する政策の変化ととらえることができる。この政策転換はいかなる事情によるものであろうか。

この時期に注目される政治上の大きな事件は三つある。

第一は女真が東京・黄龍府方面の各地を攻撃するなど反遼的態度を示し、それに呼応するように東京地区に居住する渤海人の一部が遼から離反する動きを見せたことである。⁽⁹⁾第二は保寧六年（九七四）に宋と正式な外交関係が結ばれ、使節の定期的往来が開始されたことである。第三は南院枢密使高勲の失脚である。このうち東京方面の政情に関しては、その原因は東方に渤海国の復活を表明する政権が出現したこと⁽¹⁰⁾にあり、科挙の実施が人心の安定に有効な手段とはいえない。つぎに北宋との関係であるが、外交使節として漢文化に通じた人物が求められ、そうした者を採用するために科挙を利用しようとした可能性はあり得る。⁽¹¹⁾ただし、前述のように科挙導入の最大の目的は人事権の中央への回収にあつたので、外交に適した人材の採用がこの時期に科挙導入が試みられた最大の原因と考えるのは躊躇される。一方、南院枢密使の職掌は民生に関する政務あるいは文銓であり、したがって科挙は南院枢密使の管掌となるとみなしうるので、⁽¹²⁾この政変による人事政策の転換は十分考えられる。さらに注目すべきは、高勲の南院枢密使在任期間は貢院の廃止の時期に相当しているのである。高勲の南院枢密使就任は、『遼史』卷八五高勲伝によれば応曆十七年（九六七）である。一方、失脚時期については若干の考察が必要となる、『遼史』本伝は失脚の事情について次

のように記す。

毒薬を以て駙馬都尉蕭啜里に餽り、事覚われ、銅州に流さる。尋で又た尚書令蕭思温を害せんことを謀る、詔獄もて之を誅し、其の産を没し、皆な思温の家に賜う。

列伝では失脚時期を明記していない。万斯同『遼大臣年表』はこれを保寧二年（九七一）年にかけている。根拠は明示されていないが、おそらく『遼史』卷八景宗紀上、保寧二年九月辛丑の条に、

国舅蕭海只及び海里蕭思温を殺すの状を得、皆な誅に伏し、其の弟神觀を黄龍府に流す。

とみえる蕭思温暗殺発覚の記事によつたものと思われる。高勲は蕭思温暗殺の罪により誅殺されたので一見妥当なものにとれる。しかし、改めて列伝の記述を読むと、高勲失脚の直接の原因は蕭啜里に毒薬を贈つたことによるものであることが分かる。崔益柱、李桂之、周峰氏は、これに対応する記事は『遼史』卷八景宗紀上、保寧八年七月丙寅朔の条の「寧王只没の妻安只誅に伏す。没只、高勲等を除名す」および『遼史』卷六四皇子表、只没の条の「(只没の)妻鳩毒を造る。爵を奪い、烏古部に貶せらる」の両史料であり、只没の妻が造つた鳩毒が蕭啜里（ないしは別の人物）の謀殺に用いられたと指摘する¹³。高勲の誅殺が保寧十

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

年五月であること¹⁴から見て、諸氏の見解は妥当であろう。これにより、高勲の南院枢密使失脚が保寧八年七月であつたとすることができるとすれば、高勲の枢密使在任中は科挙が行われず、失脚後ほどなく礼部貢院の復置の詔が下された（これは当然、近い将来科挙が実施されることを前提としている）ことになる。また、『遼史』卷七九耶律賢適伝は、

景宗立ち（中略）大丞相高勲、契丹行宮都部署女里籠に席^より放恣し、及び帝の姨母、保母の勢薰灼たり。一時の納賂請謁、門賈区の若し。賢適之を患い、帝に言うも、報ぜられず。

と、景宗朝における高勲の権勢について述べている。多少の誇張があるかもしれないが、この史料から高勲が一定の政治的発言権を有していたとみることは許されよう。これらのことから、應曆から保寧年間にかけて遼において科挙が実施されなかつたのは、高勲の存在に影響された可能性が極めて高くなる。つまり、保寧八年の礼部貢院復置は、高勲の失脚が直接の契機と考えられるのである。

二 高勲と玉田韓氏・室昉

前節でみた保寧八年の高勲の失脚という事態を招いた政

変は、従来の研究で指摘されているように、高勲・汝里勢力と景宗睿知皇后・玉田韓氏勢力の権力闘争によつて惹起されたものである。¹⁵ 両者の勢力の性格について崔益柱氏は以下のように述べる。

高勲は後晋の節度使の幕僚出身で、やむをえず遼に投降し、投降直後に世宗により重用され、世宗の改革の一翼を担った。さらに景宗を擁立して権力の中枢を担っていた。一方、韓德讓は国初に契丹に帰属した韓知古の子孫で、婚姻などを通じて契丹の支配勢力を緊密な関係を築いていった。すなわち、高勲と韓德讓は契丹文化に対する理解に非常に大きな差違を持つていたことが容易に知られる。(中略) 高勲は中国文化の導入と中国王朝的政治体制を確立しようとして、その過程で契丹の支配勢力と対立して自身の没落をはやめた。しかし韓德讓は契丹姓を賜るなど、自身を契丹化する事で契丹の支配勢力との同質性を追及し、権力を持続させることができた。したがって、以後の漢人官僚の存在形態が韓德讓の形態を踏襲するのは至極当然なことであつた。¹⁶

これは、保寧八年の政策の転換を考えるうえで示唆に富む見解である。しかし、科挙に対する高勲の姿勢に関していえば、崔氏の見解では説明がつかない。崔氏は別の個所

で高勲の政策は、漢人の重用により既存の(契丹人の)支配勢力を牽制し、皇帝権を伸長させることを目的としたと述べている。¹⁷ しかし、実際には高勲はその目的に合致する政策といえる科挙の導入に消極的な姿勢を見せているのである。とすれば、少なくとも科挙の導入に関しては高勲と韓德讓に代表される二つの政治集団それぞれの立場について改めて検討する必要がある。

1 枢密使、大丞相、秦王、兼南面行宮諸道兵馬総管、燕京留守高勲

保寧年間における高勲の立場を考える際に、彼が枢密使と南京留守を兼任していたことに注意しておく必要がある。「高嵩墓誌」¹⁸には、

保寧元年(中略)乃ち枢密使、大丞相、秦王高公、南面行宮諸道兵馬都総管、燕京留守を兼ね、彼の全軍を縮べる為に(中略)遂に保寧三年(後略)

とある。文中の「秦王高公」は向南・張国慶・李宇峰氏等が指摘するように、高勲のことを指す。¹⁹ つまり、この史料から高勲が保寧年間の初めには枢密使と南京(燕京)留守を兼務していたことは明らかである。また、牛蔵用が保寧六年(九七四)に撰述した「大契丹国故晋王墓誌銘」²⁰には、

大丞相秦王旧君の義を懐い、幕吏に命じ其の事を直書

し墓石に誌さしむ。

とみえる。文中の「大丞相秦王」は上述の「高嵩墓誌」と同様に、やはり高勲を指すと考えられる。また、墓誌撰述時に牛蔵用は「盧龍軍節度推官、將仕郎、守右拾遺」の官にあつたので、「幕吏に命じた」という記述は南京留守である高勲が、その幕職官である牛蔵用に墓誌の撰述を命じたと解釈すべきである。⁽²¹⁾ここから、高勲は保寧六年時点においてでも引き続き枢密使と南京留守を兼ねていたことが確認でき、おそらくはそれが保寧八年七月の彼の失脚まで継続していたと考えられる。なお、前述のように高勲は応曆十七年(九六七)に南院枢密使(正確にはこの時点では知南院枢密事)⁽²²⁾に任じられているが、それ以前より南京留守であつたことから考えると枢密使兼南京留守という状態は応曆十七年から保寧八年の約十年間に及んだということができよう。

ただし、枢密使と南京留守の兼務が形式上のもので、いずれかの職務のみを行っていた可能性もあるので、実際の状態を確認しておく必要がある。まず枢密使の職務についてであるが、次に挙げる史料から、高勲が枢密使として「行朝」⁽²³⁾に従行していたことがうかがえる。

政事令蕭拜押、南京留守高勲、太師昭古、劉承訓等と酣飲し、日夜を連ぬ。(『遼史』卷七穆宗紀下、応曆十

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

八年五月丁酉の条)

穆宗弒に遇うに、帝飛龍使女里、侍中蕭思温、南院枢密使高勲を率い甲騎千人を率いて馳せ赴く。黎明、行在に至り、之に哭慟す。羣臣勸進し、遂に枢前に於て皇帝位に即く。(『遼史』卷八景宗紀上、応曆十九年二月己巳の条)

前者の史料では「行朝」は襄潭に⁽²⁴⁾、後者の場合は懷州付近にあり、南京からは相当離れた場所に高勲がいたことがうかがえる。従つてこれらの史料から高勲が「行朝」にあつて枢密使の職務を遂行していたと見なすことができる。ただし、常に枢密使として「行朝」に従行していたわけではない。

『遼史』卷八五高勲伝に、

保寧中、南京郊内隙地多きを以て、畦を疏し稻を種えを請う、帝之に従わんと欲す。林牙耶律昆朝に宣言して曰く、高勲の此の奏、必ず異志有らん、果して稻を種え、水を引き畦と為さしむれば、設し京を以て叛かば、官軍何に自りて入らん、と。帝之を疑い、納れず。

という記載が見える。ここで耶律昆が朝廷において高勲に対する批判を「宣言」(衆人を前にして自己の意見を述べること)しえたのは、高勲がこのとき朝廷すなわち「行

朝」を不在にしていたからと見るべきであろう。つまり、高勲は南京にいて南京留守の立場から当地の行政に関する上奏を行ったと考えられる。これらの史料から高勲は「行朝」と南京を往復しながら枢密使と南京留守双方の業務に關して等しく権限を行使していたことがうかがえよう。

ところで、高勲が南京留守であったことは、彼が政治を行(26)う上で藩鎮の利益を優先させる場合があったことを想定しう(26)る。前述のように、遼における科擧の導入が藩鎮の人事権の中央への回収という側面があったのであれば、高勲が藩鎮の利益のために科擧の実施に消極的であったと見なすことも可能である。ただし、従来の唐・五代における藩鎮研究において、科擧の実施と藩鎮体制は必ずしも相反するものではなく、藩鎮は科擧及第者を幕職官等に辟召して活用し、科擧及第者も出世の捷徑として藩鎮を利用して(27)いたことが明らかにされている。したがって、藩帥としての立場のみを高勲が科擧の実施に消極的であった理由と考えるのは早計である。そこで、さらに考察を進めるために、高勲が南京留守あるいは枢密使として行った人事の傾向や、彼の支持基盤などの分析を試みよう。

2 高勲執政下における漢人の人事

崔益柱氏は高勲の権力の基盤について、景宗擁立の中心

人物の一人として皇帝の近臣であったこと、および後晋からの投降・俘虜漢人の支持の二つ（裏を返せば従来から遼に属していた漢人有力者層からの支持はなかったということになる）を挙げている(28)。ただし、近年発見された墓誌史料などから、これとは異なる高勲像を描くことができようである。

「王裕墓誌」(29)には、穆宗の応曆年間のこととして、

夫れ丞相秦王の燕に守たるに泊ぶや、兵柄の重を以て、鼎族に非ざれば其□□。尋で盧龍軍節度衙内馬歩軍都指揮使を授かる。

とある。また、「高嵩墓誌」には、

乃ち枢密使、大丞相、秦王高公、南面行營諸道兵馬都総管、燕京留守を兼ね、彼の全軍を縮べる為(30)に、時に驍勇を求め、駕列を離れ俾め、命じて戎韜を貫かしむ。秦王睿旨の明伸を奉じ、近臣して来統するを重んじ、其の偉度を観るに、沈謨有るを知る。遂に保寧三年に於て用いて龍庁直第一指揮使と為り、明年、転じて右散祗候指揮使に充つ。

という記述が見られる。また、「王守謙墓誌」(30)には、

大丞相渤海高公、天邑を保釐し、専ら朝政を総べるに泊び、下車数月ならずして、公選び薊北に人を字しませしむ。

とみえる。いずれの史料も「丞相秦王が南京留守となったときに墓主が南京の官に任じられた」という表現をとるが、これは彼らの人事に関して高勲の意志がはたらいたことを示すと考えられる。遼代の石刻史料にはしばしば類似した表現がとられるからである。たとえば「韓徳昌墓誌」⁽³¹⁾には、

尚父、秦王燕を統帥するや、□□旌旄節鉞の重く、干蠱の子孫に非ざれば厥の職を司るに足らざるを以て、迺ち公を署して盧龍軍□院使と為す。

と上記の三つの史料と同様の記述がみえる。これは韓徳昌の父韓匡嗣（史料中の秦王）の南京留守への赴任に伴って徳昌を盧龍軍節院使に任じたものであるが、これは明らかに匡嗣による辟署である。あるいは、「韓佚墓誌」⁽³²⁾には「是より先政事令公東平に鎮を作すに、始めて衙内都指揮使に補せらる」と類似の表現があり、この場合もやはり、韓佚の伯父である韓徳枢が東平（すなわち平州遼興軍）節度使となったときに甥である韓佚を平州の属官に辟したことを示している。したがって、墓誌においてかかる表現がなされる場合、藩帥の意図が任官の際にはたらいた可能性が高いと見るべきであろう。

ところで、高勲の明確な意志により南京留守の属官となった人物たちに共通しているのは、いずれも南京＝幽州

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

土着の人士ではないことである。王裕は五代の易定節度使である王処直の曾孫で、その「建州柏山の先塋」⁽³³⁾に葬られている。高嵩の祖先の本貫は不明であるが、その墓は遼西の建州にあるので、南京における地縁関係は希薄とみられる。王裕・高嵩はともに遼西地区の武臣系の官僚といふことができる。王守兼は、自身は南京出身であるが、曾祖父王確は唐の緇州別駕で、父王延広が南京の官になったのを契機としてこの地に居を定めたと墓誌に記されているので、南京土着とはいえないのである。

また、高勲の意志による任用か否かは明記されていないが、唐末五代期の幽州節度使劉仁恭の孫の劉承嗣も高勲が南京留守の時に南京の官に任じられている。「劉承嗣墓誌」⁽³⁶⁾には、

天順皇帝應曆十二年、制有りて左驍衛將軍に充てられるを蒙る。燕京に帰るを得、且に職を樂しむと言ふべし。旋た銀冶を監し、別に清規を立つ。未だ將相の名を兼ねざるに、忽ち膏盲の疾を□す。（中略）應曆十七年十月二十日燕京私弟に薨ず、享年五十有九。（中略）保寧二年歲次庚午十月己巳朔七日乙亥に至り、霸州西原十五里に楊氏夫人と焉を合葬す、礼なり。

とみえる。高勲の南京留守就任は應曆十二年（九六二）であることは、すでに金申氏の「重修范陽白帶山雲居寺碑」

についての考証により明らかにされており、劉承嗣が南京管内の官を歴任したのはその後の時期に相当する。なお「監銀冶」は、彼が南京で没したことから、南京管内の銀冶³⁸であつたと見るべきであろう。また、劉承嗣が遼西の霸州に葬られていることに注目しておく必要がある。このことは、彼の祖先が南京出身であるにも関わらず遼代においては上述の王裕・高嵩と同じく遼西の人士（その経歴から武臣であることも共通している）であつたことを示している。

南京の統治にあたり、高勲がこれら南京土着ではない人士を積極的に登用した背景には、高勲が彼らを自己の支持基盤と認識していた、ないしは支持を期待していたからと考えることができよう。高勲が彼らを支持基盤として認識した理由として、ともに本貫を離れて遼に帰投したという共通の境遇であることを挙げるができる。ここで注意しておくべきは、彼らはいずれも後晋滅亡以前に入遼していることであり、ここから崔益柱氏の見解とは異なる高勲の支持基盤を想定することができるのである。

また、王裕・劉承嗣についていえば、それに加えて、ともに唐末五代初の世襲藩鎮の子弟であることも高勲による人事に影響を与えていた可能性がある。高勲の出自については、『遼史』高勲伝に「晋北平王信韜之子」と記録されている。ただし、現存の史料には後晋代の北平王に高信韜

の名を見いだすことはできない。これに関して陳漢章と周峰の両氏は、高信韜が『旧五代史』『新五代史』にみえる彰武保大兩鎮節度使、北平王高万興の一族にかかわる人物であると指摘している。³⁹これに対し、崔益柱氏は『遼史』の記述を疑い、高勲は独自の勢力基盤を持った有力家系の出身ではなく、ともに遼に降つた成徳軍節度使杜重威の属官として彼と一蓮托生の関係にあつたとする。⁴⁰遼へ帰順した後における高勲の急速な昇進（半年あまりで四方館使から枢密使へと進む）を考えると、高勲自身に相應の出身背景があつた見るべきであり、陳漢章、周峰氏の見解の方がより妥当であろう。つまり、高勲は王裕・劉承嗣とは同じ立場の人物であり、その点からも彼らからの支持を期待し得たのではなからうか。

しかし、当然のことながら遼の漢人官僚集団内において看過すべからざる勢力をもつ南京の人士を高勲が無視していたと考えることはできない。高勲が南院枢密使あるいは南京留守であつた応曆末から保寧年間にかけて室昉（南京人。保寧間、政事舍人―南京副留守―枢密副使、参知政事）、劉景（唐盧龍軍節度使劉忬四世孫。保寧間、宣政殿学士）馬得臣（南京人。保寧間、政事舍人―翰林学士）といった南京出身の文臣官僚が中央政界においてその地位を高めていったことが、『遼史』の各人の列伝に描かれてい

(41)る。これらの官僚について高勲が積極的に登用したのか否かに関しては、史料中になんら手がかりが残されていないので不明であるが、宰臣である高勲は少なくとも人事について制御しうる立場にあったのであるから、彼等の昇進に對して高勲が拒否をしなかったことは確実にいえるであろう。

以上の考察により、高勲は遼に帰投した主に遼西方面に居住する武臣層と南京の文臣層双方に人事権を行使し、自分に対する支持を求めたということができそうである。ただし、南京の官にあえて遼西地区の武臣系官僚を登用した態度から考えると、前者からの支持を、より重視していたと見ることができよう。

史料が少ないために決定的なことはいえないが、その出自や支持基盤などを考慮すると、武臣主導の藩鎮体制的な漢地統治の維持が高勲の基本的な統治方針と考えられ、彼にとっては辟召などによる藩鎮幕職官の充実には関心があつたとしても、科挙を通じた取士にはそれほど利益を感じなかつたことが、科挙実施に對して消極的な態度を取らせたのではなからうか。

3 玉田韓氏

高勲失脚後、南京留守の職に就いたのは玉田韓氏出身の

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

韓匡嗣であつた。また、『遼史』卷七四韓匡嗣伝には、

頃ありて、燕に王たり、南京留守に改む。保寧末、留守を以て撰枢密使たり。

とあり、高勲と同じく枢密使と南京留守を兼務したと記録されている。ただし、「韓匡嗣墓誌」には「撰枢密使」の記載は見られない。しかし、『遼史』卷八六劉景伝には、

頃ありて、南京副留守と為る。時に留守韓匡嗣扈從して北上するに因り、景其の子徳讓と共に京事を理む。

として、韓匡嗣が南京を離れて「行朝」に従行していることからすると、撰枢密使として朝廷の決策に参画していた可能性は十分に考えられる。韓匡嗣は乾亨元年（九七九）に南征の失敗の責により南京留守の職（そしておそらく撰枢密使も）を解かれ西南面招討使に転じるが、乾亨三年（九八一）に息子の韓徳讓が南院枢密使に就任し、その後統和二十九年（一〇一一）に没するまでその地位にとどまり、国政の中核を担うことになる。統和六年の科挙の実施も彼の執政下に行われた施策である。

玉田韓氏については既に多くの先行研究があり、契丹化した漢人官僚の一族であり、官分人として皇族に對してある種の隷屬關係を結び、また后族との婚姻關係とくに景宗睿知皇后の一族との關係が景宗・聖宗朝における韓氏の政治的地位の裏付けとなつたことなどが指摘されている。(42)つ

まり、韓氏の権力の基盤は皇室・后族との関係にあり、朝廷の権威に依存する立場であった。これは、藩鎮体制的統治を指向する高勲とは異なり、科擧の導入という政策のもつ中央集権的統治体制への指向は韓氏の利害と一致したといふことができよう。

4 室昉

室昉もまた、保寧八年の政変と前後して枢密使となり、その後、統和年間の科擧制度の確立にも立ち会った人物である。『遼史』巻七九室昉伝は、景宗期の室昉について、次のように記している。

保寧の間、政事舎人を兼ね、数しば古今の治乱得失を延問され、奏対旨に称う。上昉の理劇の才有るを多とし、南京副留守に改め、訟を決すること平允たり、人皆な之を便とす。工部尚書に遷り、尋で枢密副使、参知政事に改む。頃ありて、枢密使を拝し、北府宰相を兼ね、同政事門下平章事を加えらる。乾亨の初、監修国史たり。

各官への任命年代についての記載を欠いているので、正確なことは分らないが、監修国史を加えられたのが乾亨初年（おそらく元年＝九九七九）という記録から類推すれば、保寧末年までには枢密使に就任していたとみることが

できる。そして、保寧八年に枢密使の高勲が失脚していることから、それと交替する形で室昉が枢密使に任ぜられたと推測することができる。このように考えて大過ないとすれば、保寧八年十二月の南京礼部貢院復置という政策に室昉が関与していたことを想定しうる。ここで注目すべきは、室昉は会同初年に行われた遼代初の科擧の及第者⁽⁴³⁾で、かつ事実上初の科擧出身者の枢密使であったことである。⁽⁴⁴⁾それゆえ室昉の枢密使就任は科擧の実施を前提とした礼部貢院の復置と相まって、遼の漢地統治における文治の宣言とみることができる。とすれば、室昉の枢密使就任と南京礼部貢院の復置が一連の政策であった可能性が高い。以上の考察により、遼の科擧制度の確立を考えると、藩鎮体制を指向する高勲の失脚と、それに変わる科擧出身宰相室昉の出現が大きな転換点であったとみなし得る。

ただし、室昉が保寧年間に南京副留守、枢密副使といった官を歴任していることに留意する必要がある。枢密使就任が保寧八年頃であれば、南京副留守、枢密副使、参知政事を歴任したのは、まさしく高勲が枢密使と南京留守を兼任していた時期に相当する。とすれば、室昉は保寧年間において、高勲の副官を歴任しつつ昇進していたといふことができる。高勲が室昉を自己の副官として任じた（あるいは任ぜられることを黙認した）のは前述のごとく、南京の

人士たちの支持を求めたからと考えられるが、はからずも、結果的にそれが遼における科挙制度の確立を推進したということになる。

三 科挙恒常化への道

保寧八年の部貢院復置後、科挙が恒常的に行われるようになる統和六年（九八八）までしばらく時間がかかっている。この間の科挙について、厲鶚『遼史拾遺』卷一六選舉志補が『易水志』にみえる保寧九年（九七八）、統和二年（九八四）、統和五年（九八七）の進士及第者を引いてこの時期の科挙の実施を示唆して以来、多くの研究者がこの見解によっている。しかし、この史料については筆者が前稿で論じたように、金代の科挙に関する記録を誤って遼代ものと認識した結果であり、礼部貢院復置以後も統和六年まで科挙が実施されなかった可能性が高い。⁽⁴⁵⁾つまり、統和六年までは遼は科挙の恒常化に踏み切れなかったことになる。前述のようにこの間、政権の中枢に大きな変動はなく、保寧年間のような政変による方針の転換は想定しにくい。それでは、統和六年に科挙の恒常化が実現、またこの年まで恒常化が遅れた背景には何があったのであろうか。

第一に考えられる理由は、乾亨年間から統和年間初めに

かけては対外関係が切迫しており、科挙を実施する暇がなかったという可能性である。この時期遼は女真、モンゴル、党項、宋と全ての方面で戦闘を行っており、とくに乾亨元年（九一〇）と統和四年（九八六）は北宋が燕雲地区に対して大規模な侵入を行っている。しかし、北宋との和議が保寧六年（九七五）になって以降、乾亨元年までは比較的平穏な時期であり、保寧九・十年に科挙を挙行することは可能であったはずである。したがって、対外関係の緊張以外にも科挙の恒常化を遅らせた原因を想定する必要がある。

そこで注目すべきは、高勲の失脚にも関わらず文治に対する武臣勢力（この中には契丹人も含まれることを看過すべきではない）の抵抗が依然として根強かったことである。遼は一貫して契丹人有力者たちの懐柔につとめ、あまり強権的な政策をとらない傾向にあったこともこれを裏付ける。⁽⁴⁶⁾これについて、李錫厚氏は室昉が枢密使就任後再三にわたり致仕を願い出たり、北宋淳化元年（遼・統和八年、九九〇）に室昉の子の室種が宋に出奔した⁽⁴⁷⁾ことなどから、景宗・聖宗朝における漢人官僚の進出に対して契丹人貴族からの反発があったと論じている。⁽⁴⁸⁾契丹人官僚は基本的に武臣であるので、これを武臣と置き換えて考えることが可能であろう。これは他の史料からも傍証することがで

きる。

室昉とほぼ同時期に郭襲が南院枢密使に任ぜられている。『遼史』卷七九郭襲伝にはその出自および枢密使就任以前の官歴が記されておらず、文武の別を明らかにするのは困難である。⁽⁴⁹⁾ただし、列伝に長く地方官を務めた後いきなり南院枢密使、兼政事令に任じられたとあることからすると、武臣出身であった可能性が高い。なぜなら、遼代の文臣は地方官を歴任しているだけでは昇進に限界があり、まして兼政事令という高位の使相を加えられるには、それ以前に同平章事、兼侍中の官を授けられているのが前提となる。⁽⁵⁰⁾文臣の地方官がこれらの使相を帯するのは大抵の場合、枢密使等の宰相職を退き節度使として出鎮するときである。武臣の場合は、耶律隆祐が燕京山河都指揮使―行神武大將軍―南面五押大將軍を歴任して上京留守となった時に同政事門下平章事を帯したり、⁽⁵¹⁾韓徳源が近侍―崇義軍節度使―興国軍節度使を歴任した後に同政事門下平章事を加えられたように、⁽⁵²⁾地方官を歴任しつつ使相にまで昇進する事例が見られる。したがって、枢密使就任以前の郭襲の官歴は武臣出身で各地の節度使を歴任し、同政事門下平章事等を既に帯していたと想定することができる。そして、両者がともに枢密使であったとき、郭襲は兼政事令であるのに対し、室昉は同政事門下平章事と班列上は下位に置かれてい

る。これは、郭襲を室昉の上位に置くことで、文臣に対する武臣の優位を示すという意図が込められた人事と考えることができる。とくに乾亨年間（九七九―九八三）は本来であれば筆頭宰相である北院枢密使が空席となっていたとみられ、⁽⁵³⁾それだけに漢人の文臣が宰相の筆頭となるのは漢人武臣のみならず契丹人にも抵抗があったことが想定される。

かかる契丹人を始めとする武臣層の根強い抵抗の中、科挙の恒常化とそれにとまなう中央の人事権の強化（これは藩鎮的統治体制を基盤とする武臣の権力を制限することにつながる）を遂行するには、彼らを説得させるだけの理由が必要であったと考えられる。

前述のように遼は統和四年（九八六）に北宋の大規模な燕雲十六州への侵攻をうけている。この宋の侵攻は燕雲十六州の漢人たちに動揺をもたらしたと考えられる。『遼史』卷一一聖宗紀二には同年三月から四月にかけて「寰州刺史趙彦章、城を以て叛き、宋に附す」（三月庚辰の条）、「順義軍節度副使趙希賛朔州を以て叛き、宋に附す」（三月辛巳の条）、「彰国軍節度使艾正、觀察判官宋雄忠州を以て叛き、宋に附す」（三月丁亥の条）、「武定軍馬歩軍都指揮使、鄧州防禦使呂行徳、副都指揮使張繼從、馬軍都指揮使劉知進等飛狐を以て叛き、宋に附す」（三月辛卯の条）、「歩軍

都指揮使穆超靈丘を以て叛き、宋に附す」(三月丙申の条)、「蔚州左右都押衙李存璋、許彥欽等節度使蕭嘏里を殺し、監城使、銅州節度使耿紹忠、城を以て叛き、宋に附す」(四月乙卯の条)と山西各地で漢人たちが遼から離反している。

漢人たちが宋に容易に降ったことは、遼朝の支配者たちに衝撃を与えたと思われる。宋へ降ったのは主に各地の漢人の藩帥およびその属官たちである。これは従来の遼における藩鎮体制の再考をうながすきっかけとなりうるものである。さらに、宋への投降者の中に「蔚州左右都押衙李存璋、許彥欽等」とあるのは注目に値しよう。都押衙は藩鎮の下級属官である衙前職員であることを示すが、これらの人物の出自は在地有力者である可能性が高い。前稿で既に論じたように彼らは在地性が強く、また中央との紐帯も十分であった。⁵⁴つまり、彼らが宋に対して容易に降った背景には、遼に対する忠誠心の低さがあったことは十分に想定しうる。遼の朝廷はこの時点で、藩鎮に対する統制の強化と、在地有力者層に対する人心の収攬という二つの問題に直面したといえる。そして、その解決策として、人事権の中央集権化および科挙実施による地方有力者層と中央の関係強化の必要性を、科挙実施に慎重な姿勢を取っていた者たちに納得させることができたのではなからうか。ここ

に科挙の恒常化への道が開かれたといえよう。

おわりに

以上の考察から、保寧年間の政争の背景には、有力官僚同士の勢力争いだけでなく、漢地統治をめぐる武治と文治という方針の相違があったことが明らかとなった。そして、藩鎮的統治体制を指向する高勳が保寧八年に失脚し、それにかわり文治を象徴しうる存在である科挙出身宰相室昉と、その権力を皇族・后族に依存し藩鎮的統治体制とは一線を画す玉田韓氏が台頭し、その結果、遼における科挙制度確立への道が開かれたといえることができる。

ところで、従来の遼代官制研究(とくに南北枢密院の問題と、それに密接にかかわる南・北面官制の性格の研究)において、聖宗期(九八三—一〇三一)から興宗期(一〇三一—一〇五五)にかけて契丹人が軍政を中心とした軍国の大政を、漢人は民政を中心とした吏務をそれぞれ扱う体制が形成されたことが指摘されている。とくに枢密院の職掌については漢地における軍民両政になった漢人枢密院から民政のみをになう南院枢密院への転換が近年の研究において主張されている。⁵⁵かかる官制上の変化を本稿で行った議論に照らしたとき、保寧八年の高勳失脚と南京礼

部貢院復置の動きに象徴される漢地統治における武治から文治への転換が、たんに科挙の本格導入にとどまらず、遼の支配体制の大きな変化をもたらしたと位置づけることができよう。

註

- (1) 拙稿(程妮娜訳)「遼朝科挙与辟召」(『史学集刊』二〇〇九—一)、同「遼朝における士人層の動向—武定軍を中心として—」(宋代史研究会篇『宋代中国』の相対化)汲古書院、二〇〇九)を参照。
- (2) 前掲拙稿「遼朝科挙与辟召」九〇頁を参照
- (3) 崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長とユ存在形態—高勳斗韓德讓を中心として—」(『人文研究』一〇—一、一九八八)一三五—一五九頁、李桂之「景宗即位考実」(『学習与探求』二〇〇六—一六)一六三—一六五頁、李錫厚『中国歴史七・遼史』(人民出版社、二〇〇六)九三—九六頁、周峰「遼代前期漢人重臣高勳生平發微」(『北方文物』二〇一一—二)五五—五六頁を参照。
- (4) 高福順「遼代礼部貢院与知貢挙考論」(『考試研究』二〇一一—二)七七—七八頁を参照。專論ではないが朱子方・黄鳳岐「遼代科挙制度述論」(陳述主編『遼金史論集』(二)『書目文獻出版社、一九八七)四頁、等も同様の指摘を行っている。また、宋代の礼部貢院については、龔延明編著『宋代官制辞典』(中華書局、一九九七)二一九—二二〇頁にその概要が示されている。
- (5) 『雍録』卷八職官、礼部南院の条に「礼部既附尚書省矣、省前一坊別有礼部南院者、即貢院也。長安志曰、四方貢挙所会。其說是也。今世淡墨書進士榜首列為四字曰、礼部貢院者、唐世遺則也。則唐世已嘗名南院以為貢院矣」とあるが、ここで言う「貢院」は官庁であると同時に試験会場としての貢院の意味も含んでいると考えられる。
- (6) 北宋においても遼と同様に専用の試験会場としての礼部貢院が設けられていなかったようである。『統資治通鑑長編』卷二二、太平興国六年(九八一)九月壬寅の条に「(田)錫為河北南路轉運副使。錫因入辞、直進封事曰、……礼部無貢院、每貢士試、或就試武成王廟」とあり、また『宋史』卷二六二五行志二、火上、火災には「(元豐)八年二月辛巳、開宝寺火。時寓礼部貢院於寺、点校試卷官翟曼、陳之方、馬希孟焚死、吏卒死者十四人」と、あるいは『成都分類』卷四二所引、李燾「貢院記」に「崇寧弥文、創建外學、以待四方所貢士、則禮部貢院自是特起不復寓他所矣」、北宋は末期の約二十年間を除き専用の礼部貢院を持たなかったことがうかがえる。
- (7) 前掲高福順「遼代礼部貢院与知貢挙考論」七八頁、楊若薇「遼朝科挙制度的幾個問題」(『契丹王朝政治軍事制度研究』中国社会科学出版社、一九九一)二七五頁も同様の見解を示している。楊若薇氏は礼部貢院が科挙の実施の度に廃置を繰り返した可能性も指摘しているが、本文で指摘したように、本紀に特筆している以上、たんなる通常の措置

ではなく、特別の事情があったと見るべきである。

- (8) 前掲拙稿「遼朝科挙与辟召」八七頁を参照。また、遼は会同年間(九三八―九四六)においても科挙を実施している。これについては高福順「遼朝初期科挙制度述論」(王漪主編『科挙学論叢』二〇〇八―一、錢装書局)二八―三一頁、前掲朱子方・黄鳳岐「遼代科挙制度考略」一頁、前掲楊若薇「遼朝科挙制度的幾個問題」二七四―二七五頁、黄震雲「論遼代科挙」(『遼代文史新探』中国社会科学出版社、一九九九)一六一頁、武玉環「科挙制度」(『遼制研究』吉林大学出版社、二〇〇一)一九八頁。張希清「遼宋科挙制度比較研究」(張希清・田浩・黄寬重・于建設主編『十一世紀中国文化的碰撞与融合』上海人民出版社、二〇〇六)八五―八七頁等を参照。

(9) 「遼史」卷八景宗紀上にみえる保寧年間における女真の活動の記事は下の通りである。

- 保寧五年十二月「女直侵辺、殺都監達里迭、拽刺斡里魯
驅掠辺民牛馬」
保寧七年七月「黄龍府衛將燕頗殺都監張珺、以叛。遣敵
史耶律曷里必討之」
同年九月「敗燕頗於治河、遣其弟安搏追之。燕頗走兀惹
城
安搏乃還、以余党千余户城通州。」保寧八年八月「是月、
女直侵貴德州東竟」
同年九月「東京統軍使察鄰、詳穩涸奏、女直襲歸州五
寨」

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

これらの保寧年間における女直の活動については、日野開三郎「兀惹部の發展」(『日野開三郎東洋史学論集』(一)二)三二―三三書房、一九九〇)、同「契丹の前歸州について」(『日野開三郎東洋史学論集』(一六)三二―三三書房、一九九〇)、同「渤海の扶余府と契丹の龍州黄龍府」(『日野開三郎東洋史学論集』(一五)三二―三三書房、一九九一)、拙稿「十世紀の東北アジアの地域秩序―渤海から遼へ―」(『遼代地方統治の研究―渤海と藩鎮』早稲田大学博士論文第二章、二〇一〇)六八―七〇頁を参照。

(10) 前注の諸論考を参照。

(11) 程方平『遼金元教育史』(重慶出版社、一九九三)五六頁には、科挙恒常化以前は外交活動において文人の素養が必要とされたために、必要に応じて臨時に科挙を行い人材を確保した、という見解が示されている。

(12) この時期の樞密院の制度については論者により見解が異なる部分がある。近年の研究では多くの研究者が「遼史」百官志に見える「漢人樞密院」と「南・北院樞密院」を別個の機関と見なし、世宗朝から景宗・聖宗朝にかけて(この時期については論者により見解が若干異なっている)漢人を専掌する漢人樞密院が廃止され北面官に属する南北両樞密院体制に移行したと考えている。これらの見解に基づいた場合でも、科挙は漢人統治ないしは文銓に関わる事柄なので漢人樞密院あるいは南院樞密院の管掌事項であると見なしうる。漢人樞密院と南北院樞密院の問題に関する近年の議論については崔益注「遼代樞密院에 대한檢討」

- (1) 『人文研究』二二―二、一九九二)、武玉環「北・南枢密院」(『遼制研究』吉林大學出版社、二〇〇一)、武田和哉「契丹国(遼朝)の北・南院樞密使制度と南北二重官制について」(『立命館東洋史学』一二、二〇〇一)、何天明「枢密院制度」(『遼代政權機構史稿』内蒙古大學出版社、二〇〇四)等を参照。
- (13) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長と存在形態」一四八頁、前掲李桂之「景宗即位考実」一六四頁、前掲周峰「遼代前期漢人重臣高勳生平發微」五五―五六頁を参照。
- (14) 『遼史』卷八景宗紀上、保寧十年五月癸卯の条「賜女里死、遣人誅高勳等」。
- (15) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長と存在形態」、前掲李錫厚『中国歴史七・遼史』、前掲周峰「遼代前期漢人重臣高勳生平發微」を参照。
- (16) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長と存在形態」一五八頁を参照。
- (17) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長と存在形態」一五〇頁を参照。
- (18) 向南、張国慶、李宇峰輯注『遼代石刻文統編』(遼寧人民出版社、二〇一〇)三七―三八頁。
- (19) 前掲向南、張国慶、李宇峰輯注『遼代石刻文統編』三九頁を参照。
- (20) 都興智、田立坤「後晋石重賁石延煦墓誌銘考」(『文物』二〇〇四―一一)八八頁。
- (21) 『遼史』卷四〇地理志四、南京析津府の条に「府曰幽都、軍号盧龍、開泰元年落軍額」とあり、開泰元年(一一〇一)以前の南京は盧龍軍の軍額を有しているので、盧龍軍節度推官は南京留守の属官の一つといふことができる。
- (22) 『遼史』卷八五高勳伝「応曆初、封趙王、出為上京留守、尋移南京。会宋欲城益津。勳上書請假巡徼以擾之、帝然其奏、宋遂不果城。十七年、宋略地益津関、勳擊敗之、知南院樞密事」
- (23) 遼の朝廷は遊牧民の伝統に則り季節移動を繰り返しており、特定の都市を国都に定めて固定的な政治的な中心地とすることはなかった。本稿では、移動する遼の宮廷を「行朝」と称す。「行朝」については多くの論考があるが、とりあえず傅樂煥「四時捺鉢考」(『遼史叢考』中華書局、一九八四年)、鄭毅「略論遼代的『行朝』体制」(『東北史地』二〇〇七―五)を挙げておく。
- (24) 『遼史』卷七穆宗紀下、応曆六月甲戌の条「是夏、清暑裏潭」。賈敬顔氏の考証によれば裏潭は現在の内蒙古自治区開魯県の西北にある塔拉干泡子に比定される。賈敬顔『五代宋金元人辺疆行紀十三種疏証稿』(中華書局、二〇〇四)一三三頁を参照。
- (25) 『遼史』卷七穆宗紀下、応曆十九年三月己巳の条「如懷州、獵獲熊、飲飲方醉、馳還行宮」
- (26) 南京留守の藩鎮的性格については拙稿「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮体制―南京道の兵制を中心として―」(『早稲田大學大学院文学研究科紀要(哲学・史学編)』別冊二

一)を参照。

- (27) 松浦典弘「唐代後半期の人事における幕職官の位置」『古代文化』五〇―一、一九九八)、渡辺孝「中唐晩期における官人の幕職官入仕とその背景」(松本肇・川合康三編『中唐文学の視角』創文社、一九九八)等を参照。
- (28) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代의 漢人官僚의 成長과 存 在形態」一三七―一四二頁を参照。また、前掲李錫厚『中國歴史七・遼史』九四―九五頁、張儒婷「試析遼景宗時期的用人特点」(遼寧省遼金契丹女真史研究会編『遼金歴史与考古(一)』遼寧教育出版社、二〇〇九)も高勲が景宗の近臣(特に自己の帝位奪取に功績のあった者)重用策により権力を得たとしている。
- (29) 前掲向南編『遼代石刻文編』六三頁。
- (30) 前掲向南、張國慶、李宇峰編『遼代石刻文統編』一一頁。
- (31) 蓋庸之編著『内蒙古遼代石刻文研究(増訂本)』(内蒙古大学出版社、二〇〇七)一〇三頁。
- (32) 梅寧華主編『北京遼金史迹図志(下)』(北京燕山出版社、二〇〇三)一三〇頁。
- (33) 「王裕墓志」、前掲向南編『遼代石刻文編』六四頁。
- (34) 「遼西」の地域概念と遼代における地域の位置づけについては拙稿「遼代の遼西路について」(記念論集刊行会編『福井重雅先生古希・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』汲古書院、二〇〇七)を参照。
- (35) ここで言う武臣とは軍職に就いている官のみをさすので

景宗・聖宗期の政局と遼代科挙制度の確立

はなく、武階として分類される官位(階官)をもつ官僚のことを指す。遼の武階については拙稿「遼の武臣の昇遷」

- 『史滴』二四、二〇〇二)を参照。
- (36) 前掲向南編『遼代石刻文編』四八頁。
- (37) 金申「房山県雲居寺《千人邑会碑》初探」(『文物』一九八六―一二)六七頁を参照。
- (38) 当時の南京管内の銀冶としては、密雲県の銀冶山が挙げられる。項春松「遼代歴史与考古」(内蒙古人民出版社、一九九六)二八六頁を参照。
- (39) 陳漢章『遼史素隱』卷八、前掲周峰「遼代前期漢人重臣高勲生平發微」五二―五三頁を参照。両氏は『旧五代史』卷一三二世襲一、高万興、および『新五代史』卷四〇高万興伝の記述により、高万興が彰武、保大両鎮を兼領し北平王に封ぜられたことと、その子の名が允韜と高勲の父の「信韜」と同一輩行であることから高勲との関係を指摘している。また、陳述氏は『遼史』高勲伝に見える高信韜の「信」字は金代の「遼史」編纂の際に金の章宗の父の諱「允恭」を避けたもので、高勲の父の本来の名は高允韜であるとす。陳述「遼史避諱表」(陳述主編『遼金史論集(四)』書目文獻出版社、一九八九)八八、九一頁を参照。
- (40) 前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代의 漢人官僚의 成長과 存 在形態」一三六―一三七頁を参照。
- (41) 『遼史』卷七九室昉伝、同書卷八〇馬得臣伝、同書卷八六劉景伝を参照。
- (42) 玉田韓氏についての先行研究は多数あるが、とりあえず

- 寺地遵「遼朝治下の漢人大姓―玉田韓氏の場合―」（鴛淵教授蒐集滿蒙史關係拓本解題之一）（『広島大学東洋史研究室報告』一〇、一九八八）、李錫厚「試論遼代玉田韓氏家族的歴史地位」（『臨潢集』河北大学出版社、二〇〇一）、政協巴林左旗委員会編『大遼韓知古家族』（内蒙古人民出版社、二〇〇一）、前掲崔益柱「遼景宗・聖宗代の漢人官僚の成長と存在形態」、愛新覺羅烏羅熙春「遼代韓知古家族―紀念金啓琮先生逝世一周年」（『立命館文学』五九号、二〇〇五）、王玉亭「從遼代韓知古家族墓誌看韓氏家族契丹化的問題」（『北方文物』二〇〇八―一）をあげておく。
- (43) 『遼史』卷七九室昉伝「会同初、登進士第、為盧龍巡捕官」
- (44) 大同元年に樞密使に任ぜられた李崧も科挙出身者であるが、彼の場合は遼が後晋を滅ぼして華北を領有した際に、後晋の樞密使であった李崧を留任させたもので、占領地統治のための特殊な事例であり、また太宗北帰の際に後漢に帰投しているので遼の政治において目立った活動はほとんど行っていないかったといつてよい（『旧五代史』卷一〇八李崧伝）。
- (45) 前掲拙稿「遼朝科挙与辟召」八七頁を参照。
- (46) たとえば島田正郎「北面中央官制の特色と正官制の意義」（『遼朝官制の研究』創文社、一九七八）二九頁では世選制が契丹人有力者と皇帝権との妥協の産物であると論じている。
- (47) 『宋会要輯稿』蛮夷一一二二、淳化元年十二月四日の条「契丹偽官室种来奔、授順州刺史。种自言、虜相室昉之子也」
- (48) 前掲李錫厚「中国歴史七・遼代」一〇七頁を参照。
- (49) 『遼史』卷七九郭襲伝「郭襲、不知何郡人。性端介、識治體。久淹外調。景宗即位、召見、對稱旨、知可任以事、拜南院樞密使、尋加兼政事令。（中略）拜武定軍節度使、卒」
- (50) 王滔韜「遼朝南面宰相制度研究」（『社会科学輯刊』二〇〇二年第四期）は兼侍中、兼政事（中書）令、兼尚書令に「優寵官」の呼称を与え、使相である同政事（中書）門下平章事と区別しているが、『宋史』卷一六二職官志「宰相之職、使相の条では、これらすべてを使相として列記しており、遼制においても宋制で十分に理解可能なので、あえて両者を分けて考える必要はないと思われる。ちなみに、兼尚書令が最上位で、以下、兼政事（中書）令、兼侍中、同政事（中書）門下平章事となる。
- (51) 「耶律隆祐（韓德順）墓誌銘」（劉鳳翥、唐彩蘭、青格勒編著『遼上京地区出土的遼代碑刻彙編』社会科学文献出版社、二〇〇九）照片八頁。
- (52) 『遼史』卷七四韓德源伝。韓德源が初任として「近侍」となったことは彼が武臣出身であることを示す。武臣の昇遷については前掲拙稿「遼の武臣の昇遷」を参照。
- (53) 景宗朝において確認できる北院樞密使の事例は蕭思温（保寧元年―二年）、耶律賢適（保寧二年―保寧年三又は乾

亨元年)のみである。耶律賢適の次の北院樞密使の任官事例は統和元年の耶律斜軫まで待たねばならない。

(54) 前掲拙稿「遼朝科挙与辟召」八五―八六頁、同「遼朝における士人層の動向―武定軍を中心として―」三九八―四〇四頁を参照。

(55) 島田正郎「北面中央官制の特色と世官制の意義」(『遼朝官制の研究』創文社、一九七八)五―六頁、前掲崔益注「遼代樞密院에 대한檢討」一一七―一二四頁、前掲武田和哉「契丹国(遼朝)の北・南院樞密使制度と南北二重官制について」六五―六六頁、前掲何天明「樞密院制度」五七―五九頁等を参照。